

答申第 199 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 20 日付けで諮問された神奈川県体育指導委員大会講師謝金領収書等一部非公開の件（諮問第 158 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 実施機関が、次に掲げる部分を非公開としたことは、妥当である。

ア 特定の体育指導委員大会講師及びアトラクション謝金執行伺のうち、講師の住所

イ 特定の委員会の金融機関の通帳（平成11年度分及び平成12年度分に係るものを除く。）のうち、銀行担当者の印影及び個人の募金者名

ウ 国民体育大会現地行動費領収書のうち、担当者印影等

(2) 実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

ア 特定の駅伝競走大会役員弁当代、審判業務委託料及び交通整理業務委託料の領収書

イ 特定の委員会の平成11年度分及び平成12年度分の金融機関の通帳

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成12年9月21日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 次に掲げる文書（以下「本件一部非公開文書」という。）を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分

（ア）特定の体育指導委員大会講師及びアトラクション謝金執行伺

（イ）特定の委員会の金融機関の通帳（平成11年度分及び平成12年度分に係るものを除く。）

（ウ）国民体育大会現地行動費領収書

イ 次に掲げる文書（以下「本件公開拒否文書」という。）は、存在しないとして、公開を拒んだ処分

（ア）特定の駅伝競走大会役員弁当代、審判業務委託料及び交通整理業務委託料の領収書（以下「弁当代等領収書」と総称する。）

（イ）特定の委員会の平成11年度及び平成12年度分の金融機関の通帳（以

下「平成11・12年度分委員会通帳」と総称する。)

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号に該当する部分があるとして一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含めて県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件として交付、県行政文書管理規程(県文書管理規程)は行政文書の保存期間を5年間と定めており公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
特定の体育指導委員大会講師及びアトラクション謝金執行伺	講師の住所
特定の委員会の金融機関の通帳(平成11年度分及び12年度分に係るものを除く。)	銀行担当者の印影 個人の募金者名(以下「本件募金者名」という。)
国民体育大会現地行動費領収書	担当者印影等(以下「本件担当者印影等」という。)

(2) 一部非公開部分について

本件一部非公開文書のうち、講師の住所、銀行担当者の印影、本件募金

者名及び本件担当者印影等は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開としたものである。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 弁当代等領収書については、契約相手方の銀行口座への振込みにより支出されており、領収書は徴取していないので、存在しない。

イ 平成11・12年度分委員会通帳については、特定の委員会が平成10年度をもって解散しているため、存在しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件一部非公開文書のうち、講師の住所、銀行担当者の印影、本件募金者名及び本件担当者印影等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ) 本件一部非公開文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエに該当しないと判断する。
- (ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。
- b 講師の住所は、特定の体育指導委員大会講師謝金領収書に記載された講師の自宅住所であり、当該情報は、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。
- c 銀行担当者の印影及び本件募金者名は、かながわ・ゆめ国体を実施するにあたって、広く募金を集める趣旨で設けられた委員会の通帳に記載された銀行担当者の印影及び募金を行った個人の氏名であり、当該情報は、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。
- d 本件担当者印影等は、国民体育大会現地行動費に係る領収書に担当者として記載された民間法人等の従業員の印影等であって、当該情報は、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。
- e 以上のことからすると、講師の住所、銀行担当者の印影、本件募金者名及び本件担当者印影等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 弁当代等領収書について

(ア) 実施機関は、弁当代等は契約相手方の銀行口座への振込みにより支出されており、相手方から当該支出に係る領収書は徴取していないため、弁当代等領収書は存在しないと説明している。

(イ) 通常、実施機関から契約相手方に支払を行う場合、契約相手方の金融機関の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込まれており、県は財務規則第 97 条第 1 項の規定により県の指定金融機関に対して支払通知合計表又は支払通知一覧表を発行し、同条第 3 項の規定により県の指定金融機関の取扱印が押された当該支払通知合計表又は支払通知一覧表が県に返送されることにより、契約相手方への支払手続が行われたことを県が確認していることからすると、当該手続において契約相手方の領収書が徴取されているとは考え難い。

したがって、弁当代等領収書が存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

イ 平成 11・12 年度分委員会通帳について

(ア) 実施機関は、特定の委員会が平成 10 年度をもって解散しているため、当該文書は存在しないと説明している。

(イ) 当審査会が調査したところ、当該委員会は平成 10 年度をもって解散しており、平成 11 年度以降、当該委員会は存在しなかったことが認められる。

したがって、平成 11・12 年度分委員会通帳が存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 20 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 12 日 (第 36 回部会)	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)